計画的な定例会の開催に向けたワークシート

協議会の任務 ＼ 回		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	新
月		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一　民生委員が担当する区域又は事項を定めること																																						
二　民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること																																						
三　民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること																																						
四　必要な資料及び情報を集めること																																						
五　民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること																																						
六　その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること																																						
改選に向けた行政内部での手手続き等 ※ 中核市（函館市・旭川市）は各市審議会のスケジュールにより進捗するためこの限りではない。	**北海道**							**市町村民生委員児童委員協議会基本調査（調査期間6～7月）**																	定数及び民児協数調査	**定数及び民児協数調査報告〆切**	定数及び民児協数内部審査　審査方針改正検討	定数及び民児協数内定→条例改正案提出準備	審査方針改正→審査専門分科会	候補者名簿提出〆切	**候補者書類審査**	**定数決定（道議会第2回定例会）**			推薦決定→審査専門分科会	候補者名簿を国へ進達→決定　委嘱状通知	委嘱状送付	定数条例施行　民児協区域等告示	
	市町村																								定数及び民児協数検討					候補者選任作業＋推薦会							委嘱状等交付	

※北海道や市町村欄に記載のスケジュールは、その年度により変更になる場合があります。